

地方法人課税の「偏在是正措置」に関する東京都の見解（追補）

平成30年11月20日に総務省が公表した「地方法人課税に関する検討会－報告書－」（以下「国の報告書」と言う。）における以下の論点につき、見解を述べる。

（１）「地方税の充実確保」と「地方税源の偏在是正」の関係について

《国の報告書における記載（3頁）》

以下、頁数は国の報告書の頁

「税源に偏在があれば、地方税を充実すると地域間の財政力格差が拡大する。

このため、税源の偏在性が小さい地方税体系の構築が必要となる。地方税の充実確保を図る前提として地方税源の偏在是正が必要という意味で、両者はいわば車の両輪として常に考える必要がある。」

《都の見解》

- 「地方税の充実確保」と「地方税源の偏在是正」が車の両輪であるとするならば、両者はセットで行われて然るべきである。偏在是正が地方税の充実確保の「前提」であるとする道理はない。
- 今回のように、両輪の一つである「地方税の充実確保」への具体的道筋が何ら示されない中で、両輪のもう一方である「地方税源の偏在是正措置」のみを先行して行うとする議論は、妥当性を欠くものである。

## (2) 地方交付税制度の財政調整機能について

《国の報告書における記載（14頁）》

「地方交付税の財源調整機能は不交付団体の超過財源には及ばないため、地方交付税制度のみで地域間の財政力格差を解消することは困難である。」

《都の見解》

- 地方交付税制度は、地方団体間の財政力格差を調整する機能を有する地方財政の根幹をなす制度である。
- 地方交付税の制度設計上、不交付団体の超過財源に調整機能が及ばない点については当然に予見されるものであるが、国の報告書は、この点を特段に指摘し、このことを交付税制度の限界として捉えている。
- 仮に、現行の地方交付税制度が調整機能を十分に発揮できていないとする見地に立つならば、交付税制度自体の見直し・改善に踏み込むか、少なくとも、その機能が十分に発揮されうる程度の交付税総額の確保を図ることが第一義である。
- 強力な調整力を有するはずの地方交付税の財政調整機能を十分に発揮させることをせず、不交付団体の財源に論点を絞り、議論を行うことは妥当性を欠くものである。
- また、「地域間の財政力格差を解消」した状態とは如何なる状態を指しているのかも判然としない。

### (3) 一般財源総額実質同水準ルールについて

《国の報告書における記載（18頁）》

「交付団体においては、いわゆる一般財源総額実質同水準ルールの下、一般財源は微増に止まっている。一方で、不交付団体の超過財源には地方交付税の財源調整機能が及ばないため、不交付団体においては、地方税収の増加に伴い、財源超過額が増嵩している。」

「地方税財政制度の現状は、交付団体と不交付団体の均衡が大きく崩れている状況にある。一般財源総額実質同水準ルールは、2021年度までの3年間継続することとされており、このまま推移すれば、交付団体と不交付団体の不均衡はさらに拡大することが見込まれる。」

《都の見解》

- 一般財源総額実質同水準ルールは、一般財源の総額について、2018年度地方財政計画の水準を「下回らないよう」実質的に同水準を確保するというものである。全国知事会は、「経済財政運営と改革の基本方針2018」においてこうした方針が示されたことを、「全国知事会の提言を踏まえたものであり評価する。」と表明している。
- このように、本ルールは、いわば地方の一般財源総額の「下限」を定めたものである。一方で、同水準を「上回る」ことに関しては何らの制約を課して

はいない。

- それにもかかわらず、地方の一般財源総額に上限が設けられているかのような前提を置き、偏在是正措置により生じる財源に依拠した議論を行うことは妥当性を欠くものである。